

## 第二南陽園事業計画

第二南陽園は、サービス指針である「笑顔で、利用者の心に寄り添うサービスを提供します」「地域と繋がり助け合う、開かれた施設を目指します」「専門職としての自覚を持ち互いに成長できる職場環境を作ります」を基に、ご利用者のご家族、地域、職員とが温かい心の交流のできるような施設を目指して、サービスの一層の充実に努めます。

### 1. 全体目標

- 1) 利用者中心のサービス提供のために、サービスマナーの一層の向上を目指すと共に、ケアマネジメント体制の充実に努めます。
- 2) ご利用者の暮らしを支えるために、リスクマネジメントに引き続き取り組み、ご家族との関係強化を図ります。
- 3) 地域における役割を果たすために、近隣の小中学校等への福祉教育講師派遣、施設機能の開放、災害時の地域防災機能強化等、地域貢献活動に努めます。
- 4) 人材確保育成のため職場体験や実習生受入れを強化するとともに、職員のスキルアップを支援し、介護職員の専門性の向上に役立てていきます。

### 2. 各会議、委員会目標

#### 【リーダー会議】

- 1) フロアでの取り組みや課題について検討を行い、多職種との連携・業務改善に努めます。
- 2) 各委員会と連携を図り、ご利用者のサービス向上に努めます。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 1) 各フロアでの取り組み・課題の共有・検討 →											
← 2) 各委員からの提案をサポート・助言をしていく →											
								↔			
								合同会議開催			



**【サービスマナー委員会】**

- 1) 接客マナーのより一層の向上を目指します。
- 2) 「虐待の芽チェックリスト」を用いて自己評価を実施し、個人及びフロアの課題を分析してサービスマナーの向上に努めます。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
↔											
合同委員会開催											
←			→								
1) マニュアル改正・周知											
←											
2)-1 接客マナーの基本となる「挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い」の徹底及び「虐待の芽チェックリスト」を用いた自己評価の実施											
↔							↔				
虐待の芽チェックリスト実施							虐待の芽チェックリスト実施				
←											
2)-2 個人及びフロアの課題分析を行い、取り組み内容を検討し実行											

**【褥瘡防止対策委員会】**

- 1) 褥瘡予防アセスメントを多職種で共有し、褥瘡予防に積極的に取り組む体制を整えます。
- 2) 皮膚トラブルの発生原因と早期発見、早期対応に努めます。
- 3) ご利用者個々の排泄パターンを把握し、ここに合った排泄ケアを実施します。また、排泄物品の見直しを行い、経費削減に努めます。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
←											
1) 新入所・退院者・状態変化者のアセスメントを行う											
←											
2) 皮膚トラブルの軽減を目指す											
←											
3) 排泄パターン・使用物品の把握・見直し											

**【感染防止対策委員会】**

- 1) 感染防止のため、職員への標準予防策（手洗い）を徹底します。
- 2) 法人研修の他、サブリーダー会議と連携し施設内感染防止研修会を開催し、感染症発生時の対応方法を徹底します。
- 3) 感染症発生時は速やかに委員会を開催し、対応方法を決定して拡大防止を図ります。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 1) 1介護1手洗いの標準予防策を繰り返し職員に周知。徹底を図る。 →											
↔ 2) 法人研修会開催				← 2) 施設内研修会開催 →							
← 3) 感染症発生時は速やかに委員会を開催。感染拡大を防止 →											

**【ケアプラン委員会】**

- 1) 施設サービス計画の情報交換を行い、ご利用者の希望に添えるサービス内容を増やしていきます。
- 2) ケアマネジメント研修を通し、アセスメント力を向上していきます。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 1) サービス計画の討議を行い、意識統一を図る →											
← 2) アセスメントシートの見直し・分析をしていく →											
↔ 合同開催											

**【身体拘束廃止委員会】**

- 1) 身体拘束「0」を目指します。
- 2) 多職種で、協働しながらケアの方法を検討していきます。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
←→											
1) 研修会の実施											
←→											
2) 多職種で、個々のご利用者のケア方法を検討											
←→											
合同委員会開催											

**【口腔ケア委員会】**

- 1) 多職種会議の検討結果をフロアで実践し、食事観察と評価を引き続き多職種で行っていきます。
- 2) ご利用者にとって安全・安心な生活を提供できるよう、歯科医師からのアドバイスを実践し、口腔ケア技術と職員のスキルの向上に努めます。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
←→											
1) 多職種会議の支援方法を評価・検討し、多職種で実施していく											
←→											
2)-1 毎月歯科医師から、口腔ケア技術のアドバイスをいただく											
2)-2 フロアにてアドバイスの周知・実践を行う											

**【食事委員会】**

- 1) ご利用者が安心して快適に食事を召し上がられる環境づくりをします。
- 2) ご利用者が食べる楽しみを持っていただけるような工夫を考えていきます。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
←→											
1) 多職種で食事環境を整えていく											
←→											
2) 食事・おやつの提供方法を検討・実施											



### 【リスクマネジメント委員会】

- 1) 各マニュアルをもとにアクションシートを作成して緊急時の対応力を高めます。
- 2) 危険予知訓練(KYT)の取り組みを継続して、職員の「気づきの力」の向上に努めます。
- 3) 委員会通信「Spotlight」を発行し、委員会活動の周知を図ります。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 1)-1 アクションシートの作成						← 1)-2 評価と調整					
← 2)-1 危険予知訓練(KYT)の継続的实施											
← 3)-1 通信発行		← 3)-2 通信発行			← 3)-3 通信発行			← 3)-4 通信発行			

### 3. 各職域目標

#### 【事務室】

- 1) 各担当が一体となって連携した窓口、電話対応に努めます。
- 2) 物品の適正管理に努め、経費の削減を図ります。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 1) お待たせしないように、事務室全員が担当で対応する											
						← 2) 事務室、倉庫内等の整理を行う (年末)					

#### 【栄養室】

- 1) 多職種と連携を図り、ご利用者一人ひとりに合った食事支援を検討していきます。
- 2) ランチョンマットを使用して、食事の雰囲気を変えていきます。
- 3) ご家族に向けての栄養室だよりを年4回発行します。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 1)-1 個々の食事状態の把握・検討											
← 2) ランチョンマットでの季節感の演出											
← 3) 栄養室だより発行		← 3) 栄養室だより発行			← 3) 栄養室だより発行			← 3) 栄養室だより発行			

### 【医務室】

- 1) 他職種との連携を密にし、日常の健康管理及び急変時への対応を速やかに行います。
- 2) 感染症予防研修を行い、感染症の予防・拡大防止に努めます。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 1) フロアのラウンドを行い、利用者の状態把握に努める →											
← 2) 標準予防策(スタンダードプリコーション)の指導及びマニュアルに沿った対応 →											

### 【機能訓練室】

- 1) ご利用者・ご家族の希望を踏まえ、ご利用者の状態に応じた機能訓練を実施します。
- 2) ご利用者の状態に応じた生活動作、生活環境の確立を目指します。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 1)-1 多職種と連携し、機能訓練計画の立案・実行 →											
← 1)-2 フロア担当制を導入し、きめ細かな意見交換を行う →											
← 2) 福祉用具や備品を工夫し、生活に反映させていく →											

### 【生活相談員】

- 1) 入所前オリエンテーションにより速やかな入所を進め、空床 2.5 人以内として事業目標である利用率 97.2%を目指します。
- 2) ご利用者・ご家族の心に寄り添うサービスを、各職種の専門性を発揮・協働して行えるようコーディネートします。
- 3) 行政及び居宅ケアマネジャーと連携し、地域の要介護者の積極的受け入れと、施設サービスが必要な軽度者への入所支援を行います。

具体的行動計画											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 1) ご家族と早期のコンタクト・調整をする →											
← 2) ご利用者・ご家族の意向を汲み取り、多職種と調整をする →											
← 3) 随時、応相談体制 →											



